

昭和五十年文部省令第二十一号

短期大学設置基準
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三条、第八条及び第八十九条の規定に基づき、短期大学設置基準を次のように定める。

目次

- 第一章 総則(第一条—第二条の二)
- 第二章 学科(第三条・第三条の二)
- 第三章 収容定員(第四条)
- 第四章 教育課程(第五条—第十二条)
- 第五章 卒業の要件等(第十三条—第十九条)
- 第六章 教育研究実施組織等(第二十条—第二十二条の二)
- 第七章 教員の資格(第二十二条の三—第二十一条)
- 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等(第二十二条)
- 第九章 専門職学科に関する特例(第三十五条—第三十五条の九)
- 第十章 共同教育課程に関する特例(第三十六条)
- 第十一章 教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例(第五十一条)
- 第十二条 雜則(第五十二条)
- 附則
- (趣旨)

第一章 総則

第一条 短期大学(専門職短期大学を除く。以下同じ。)は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

第二条 この省令で定める設置基準は、短期大学を設置するに必要な最低の基準とする。

第三条 短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないように対することはもとより、学校教育法第九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不斷の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。(教育研究上の目的)

第二条 短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

- 第三章 収容定員
- 第四条 収容定員は、学科ごとに学則で定めるものとする。この場合において、学科に専攻課程

(入学者選抜)
第二条の二 入学者の選抜は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第一百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

第二章 学科

- 第一条の二 入学者の選抜は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第一百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。
- 第二条 学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究実施組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。
- 第三条 学科は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該短期大学に置かれる二以上の学科(この条の規定により置かれたものを除く。)との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の学科が有する教育研究実施組織並びに施設及び設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学科(以下の条及び別表第一において「学科連係課程実施学科」という。)を置くことができる。
- 第四条 短期大学は、学校教育法施行規則第五条の二第二項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 第五条 短期大学は、学校教育法施行規則第五条の二第二項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 第六条 短期大学は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。
- 第七条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。
- 第八条 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第十一条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による授業について、短期大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。
- 第九条 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目について、これらの学修の成績を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

- 第二条の二 入学者の選抜は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第一百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。
- 第二条 学科は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該短期大学に置かれる二以上の学科(この条の規定により置かれたものを除く。)との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の学科が有する教育研究実施組織並びに施設及び設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学科(以下の条及び別表第一において「学科連係課程実施学科」という。)を置くことができる。
- 第三条 短期大学は、学校教育法施行規則第五条の二第二項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 第四条 短期大学は、学校教育法施行規則第五条の二第二項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 第五条 短期大学は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。
- 第六条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。
- 第七条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。
- 第八条 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第十一条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による授業について、短期大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。
- 第九条 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目について、これらの学修の成績を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとする。

- 第二条の二 入学者の選抜は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第一百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。
- 第二条 学科は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該短期大学に置かれる二以上の学科(この条の規定により置かれたものを除く。)との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の学科が有する教育研究実施組織並びに施設及び設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学科(以下の条及び別表第一において「学科連係課程実施学科」という。)を置くことができる。
- 第三条 短期大学は、学校教育法施行規則第五条の二第二項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 第四条 短期大学は、学校教育法施行規則第五条の二第二項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 第五条 短期大学は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。
- 第六条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。
- 第七条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。
- 第八条 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第十一条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による授業について、短期大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。
- 第九条 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目について、これらの学修の成績を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

項第二号及び第三十八条第四項において同じ。)(当該短期大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行つるものに限る。)の社員が設置する他の大学の前項の規定により当該短期大学が自ら開設するものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めた方針に沿つて開設されなければならない。

- 第二条の二 入学者の選抜は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第一百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。
- 第二条 学科は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該短期大学に置かれる二以上の学科(この条の規定により置かれたものを除く。)との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の学科が有する教育研究実施組織並びに施設及び設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学科(以下の条及び別表第一において「学科連係課程実施学科」という。)を置くことができる。
- 第三条 短期大学は、学校教育法施行規則第五条の二第二項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 第四条 短期大学は、学校教育法施行規則第五条の二第二項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 第五条 短期大学は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。
- 第六条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。
- 第七条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。
- 第八条 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第十一条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による授業について、短期大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。
- 第九条 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目について、これらの学修の成績を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(一年間の授業期間)

第八条 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第九条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の短期大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(授業を行いう学生数)

短期大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法)

第十一条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 短期大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができ。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行いう教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第十二条 短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 短期大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

(昼夜開講制)

第十三条 短期大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制(同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うこと)をいう。により授業を行うことができる。

(単位の授与)

第五章 卒業の要件等

短期大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制(同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うこと)をいう。により授業を行うことができる。

大切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(履修科目の登録の上限)

第十三条の二 短期大学は、学生が毎年次にわたりて適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 短期大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第十三条の三 短期大学は、学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(他の大学における授業科目の履修等)

第十四条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得すれば、三十単位)を超過しないものとする。

(第十七条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む)を、当該短期大学における授業科目の履修にした後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第十五条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に大学において履修した授業科目について修得した単位(第十七条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む)を、当該短期大学における授業科目の履修にした後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすこととする。

(第十六条)

2 前項の規定は、第十四条第二項の場合について準用する。

(短期大学における授業科目の履修)

3 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に修得した前条第一項に規定する学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

(短期大学における授業科目の履修)

4 短期大学は、学生が当該短期大学に入学する前に専門性が職業に係る実務の経験を通じ、当該職業に必要な能力(当該短期大学において修得させることとしているものに限り)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、当該短期大学における授業科目(職業に必要な能力を育成することを目的とする課程において開設するものに限る)の履修とみなし、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位を、修業年限が三年の短期大学にあつては二十単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十一年を修得することとする短期大学にあつては十五単位)を超えない範囲で短期大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

5 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

(前項により与えることができる単位数は、修業年限が二年の短期大学にあつては前条第一項において準用する場合を含む)及び前条第一項により

下この項において同じ。)により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の短期大学にて三十単位、修業年限が三年の短期大学にて三十単位、修業年限が三年の短期大学にて百五単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得すれば、三十単位)を超過しないものとする。この場合において、学生にあつては、四十五単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得すれば、三十単位)を超過しないものとする。この場合において、学生にあつては、五十三単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得すれば、三十単位)を超過しないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第十六条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に大学において履修した授業科目について修得した単位(第十七条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む)を、当該短期大学における授業科目の履修にした後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(第十七条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む)

2 前項の規定は、第十四条第二項の場合について準用する。

(短期大学における授業科目の履修)

3 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に修得した前条第一項に規定する学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

(短期大学における授業科目の履修)

4 短期大学は、学生が当該短期大学に入学する前に専門性が職業に係る実務の経験を通じ、当該職業に必要な能力(当該短期大学において修得させることとしているものに限り)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、当該短期大学における授業科目(職業に必要な能力を育成することを目的とする課程において開設するものに限る)の履修とみなし、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位を、修業年限が三年の短期大学にあつては二十単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十一年を修得することとする短期大学にあつては十五単位)を超えない範囲で短期大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

5 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

(前項により与えることができる単位数は、修業年限が二年の短期大学にあつては前条第一項において準用する場合を含む)及び前条第一項により

当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の短期大学にて三十単位、修業年限が三年の短期大学にて三十単位、修業年限が三年の短期大学にて百五単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得すれば、三十単位)を超過しないものとする。この場合において、学生にあつては、四十五単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得すれば、三十単位)を超過しないものとする。この場合において、学生にあつては、五十三単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得すれば、三十単位)を超過しないものとする。

(第十七条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む)

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の短期大学にて三十単位、修業年限が三年の短期大学にて三十単位、修業年限が三年の短期大学にて百五単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得すれば、三十単位)を超過しないものとする。この場合において、学生にあつては、四十五単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得すれば、三十単位)を超過しないものとする。この場合において、学生にあつては、五十三単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得すれば、三十単位)を超過しないものとする。

(第十七条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む)

2 前項の規定は、第十四条第二項の場合について準用する。

(短期大学における授業科目の履修)

3 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に修得した前条第一項に規定する学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

(短期大学における授業科目の履修)

4 短期大学は、学生が当該短期大学に入学する前に専門性が職業に係る実務の経験を通じ、当該職業に必要な能力(当該短期大学において修得させることとしているものに限り)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、当該短期大学における授業科目(職業に必要な能力を育成することを目的とする課程において開設するものに限る)の履修とみなし、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位を、修業年限が三年の短期大学にあつては二十単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十一年を修得することとする短期大学にあつては十五単位)を超えない範囲で短期大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

5 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

(前項により与えることができる単位数は、修業年限が二年の短期大学にあつては前条第一項において準用する場合を含む)及び前条第一項により

(卒業の要件)

第十八条 卒業の要件は、修業年限が二年の短期大学においては六十二単位以上を、修業年限が三年の短期大学においては九十三単位以上を修得することとする。

前項又は第三十五条の七第一項若しくは第二項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第十二条第二項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位、修業年限が三年の短期大学にあつては三十単位)を超えないものとする。

第一項又は第三十五条の七第一項若しくは第二項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第十三条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位、修業年限が二年の短期大学にあつては二十単位(次条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては十五単位)を超えないものとする。

(夜間学科等についての卒業の要件の特例)
第十九条 夜間において授業を行う学科その他の授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科(以下「夜間学科等」という。)に係る修業年限が三年の短期大学にあつては、前条第一項の規定にかかわらず、六十二単位以上を修得することとのほか、当該短期大学が定めることとする。

第二十条 短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

短期大学は、教育研究実施組織を編制するのに係る責任の所在を明確にするものとする。

短期大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員

又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

短期大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、短期大学運営に係る企画立案、当該短期大学の他の短期大学運営に必要な業務を行なうため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

短期大学は、当該短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

短期大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(授業科目の担当)
第二十一条の二 短期大学は、各教育課程上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として基幹教員(教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う教員(助手を除く。)であつて、当該学科の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの(専ら当該短期大学の教育研究に從事するものに限る。)又は一年につき八単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当するもの)を用いる。以下同じ。)に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

第六章 教育研究実施組織等

2 短期大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の科目を担当する教員、学生その他の教員を置くものとする。

短期大学が定める者(以下「指導補助者」といいう。)に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

短期大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

(授業を担当しない教員)

第二十二条 短期大学における基幹教員の数は、別表第一イの表により当該短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数(第三十八条第一項に規定する共同学科(以下この条及び第三十一条において単に「共同学科」という。)が属する分野にあつては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる基幹教員の数と第三十九条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数)と別表第一ロの表により短期大学全体の入学定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。

短期大学における基幹教員の数は、別表第一イの表により当該短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数(第三十八条第一項に規定する共同学科(以下この条及び第三十一条において単に「共同学科」という。)が属する分野にあつては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる基幹教員の数と第三十九条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数)と別表第一ロの表により短期大学全体の入学定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。

(組織的な研修等)
第二十二条の二 短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の適かつ効果的な運営を図るために、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(次項に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

短期大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該短期大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

2 短期大学は、指導補助者(教員を除く。)に對し、必要な研修を行なうものとする。

第七章 教員の資格

3 短期大学は、准教授となることのできる者は、(学長の資格)
第二十二条の三 学長となることのできる者は、各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能経験を有すると認められる者とする。

一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者

二 研究上の業績が前号の者に準すると認められる者
三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

四 芸術上の優れた業績を有する者

五 大学又は高等専門学校において教授、准教授又は基幹教員としての講師の経験(外国におけるこれらに相当する教員としての経験を含む。)のある者

六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上

の業績を有する者
七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)
第二十四条 准教授となることは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能

力を有すると認められる者とする。

一 前条各号のいずれかに該当する者

二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経験(外国におけるこれらに相当する職員としての経験を含む。)のある者

三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

四 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)
第二十五条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第二十三条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

二 特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)
第二十五条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 第二十三条各号又は第二十四条各号のいずれかに該当する者

二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獸医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 特定の分野について、知識及び経験を有する者（助手の資格）

助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

（校地）

校地は、学生間の交流及び学生と教員との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

前項の規定にかかわらず、短期大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該短期大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。

前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。

一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できること。

二 交流、休息その他に必要な設備が備えられ

（運動場等）

（運動場等）及び夜間学科が近接した施設等を使用するものとする。

第二十七条の二 短期大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。

第二十八条 校舎には、短期大学の組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館（医务室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。）、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。

第二十九条 短期大学は、教育研究を促進するため、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心として系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。

第三十条 短期大学における校地の面積（附属施設を校舎に置くものとする。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。

第三十一条 短期大学等の名称は、短期大学等とともに、当該短期大学等の教育研究に係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

第三十二条 短期大学には、学科の種類に応じ、教育研究上必要な場合は、適当な規模内容を備えた附属施設を置くものとする。

第三十三条の二 短期大学には、学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

第三十三条の三 短期大学において教育研究を行なう場合は、二以上の校地において教育研究を行なう場合に、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

第三十三条の四 短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等によ

り、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

（短期大学等の名称）

（専門職学科とする学科）

（専門職学科とする。）の名称は、短期大学等として適当であるとともに、当該短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第三十四条

（専門職学科に関する特例）

（専門職学科とする学科）

（専門職学科に関する入学者選抜）

（専門職学科に関する入学者選抜）

（専門職学科とする。）の名称は、短期大学等として適当であるとともに、当該短期大学等の教育研究を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

（専門職学科とする。）の名称は、短期大学等として適当であるとともに、当該短期大学等の教育研究を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

（専門職学科とする。）の名称は、短期大学等として適当であるとともに、当該短期大学等の教育研究を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

（専門職学科とする。）の名称は、短期大学等として適當であるとともに、当該短期大学等の教育研究を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 学長又は専門職学科の長（以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員

二 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に關し豊富な経験を有するもの

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 臨地実務実習（第三十五条の七第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける短期大学と協力する事業者

五 当該専門職学科を設ける短期大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認めるもの

六 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。

一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の編成に関する基本的な事項

二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の専門職学科の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価

（専門職学科の授業科目）

第三十五条の五 専門職学科を設ける短期大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

一 一般・基礎科目（幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）

二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）

三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であつて、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）

四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）

（専門職学科に係る授業を行う学生数）

当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、第十条の規定にかかわらず、四十人以下とする。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、この限りでない。

（専門職学科に係る卒業の要件）

当該専門職学科に係る卒業の要件として号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける短期大学と協力する事業者

号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける短期大学と協力する事業者

も該当することとする。
も該当することとする。
も該当することとする。

定めることによるほか、次の各号のいずれにも該当することとする。
を有する者

一 同条第一項の規定により卒業の要件として修得すべき九十三単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得する短期大学（以下この項において「第十九条の短期大学」という。）にあっては六十二単位以上）以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれれ十五単位（第十九条の短期大学にあっては十単位）以上、職業専門科目に係る四十五単位（第十九条の短期大学にあっては三十単位）以上並びに総合科目に係るそれれ十五単位（第十九条の短期大学にあっては三十単位）以上修得する事。

二 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分修得すべき六十二単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれれ十単位以上、職業専門科目に係る三十単位以上並びに総合科目に係る二単位以上が含まれること。

三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目である場所において、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る二十単位以上を修得すること。

二 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分修得すべき六十二単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれれ十単位以上並びに総合科目に係る二単位以上が含まれること。

三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目である場所において、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る二十単位以上を修得すること。

三 第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、基幹教員以外の者であつても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う者で足りるものとする。ただし、当該者の数は別表第一イ備考第二号ただし書の規定により複数の学科について算入する基幹教員の数及び同表備考第四号の規定により算入する教員の数と合わせて、別表第一イに定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

二 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分修得すべき六十二単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係る十五単位（第十九条の短期大学にあっては十単位）が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分修得する事。

三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目である場所において、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをつてこれに代えること。

二 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分修得すべき六十二単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係る十五単位（第十九条の短期大学にあっては十単位）が含まれること。

三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目である場所において、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをつてこれに代えること。

授与されたこれらに相当する学位を含む。)

を有する者

3 2
前項の規定にかかるうち、友間学術等に係る修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第一項又は第三十五条の七第二項に定めるものほか、国際連携学科を設ける短期大学及びそれとの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

前項の規定にかかわらず、在留期間等に係る卒業年限が三年の短期大学に係る卒業の要件は、第十九条に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修業

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける短得することとする。

期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条の三、第十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)、第十五条第一項、第十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)、第三項若しくは第四項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、

この限りでない
(国際連携学科に係る基幹教員数)

2 別表第一の規定にかかわらず、特定国際連携は、第二十二条に定める学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一を加えた数以上とする。

学科（その収容定員が当該学科を設ける短期大学の収容定員の内数として定められかつ、当該学科において授与される学位の種類及び分野と当該短期大学に置かれる他の学科において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科をいう。次条第二項において同じ。）の基幹教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該短期大学に置かれる当該他の学科の基幹教員がこれを兼ねることができる。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

行う場合には、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

第二十七条から第三十九条まで、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の九の規定にかかるわらず、特定国際連携学科に係る施設及び設備については、当該特定国際連携学科を設ける短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

(国際連携学科を設ける二以上の短期大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の適用)

第四十九条の二 国際連携学科を設ける二以上の短期大学は、国際連携学科において連携して教育研究を実施することができる。この場合において、第四十四条第二項、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、第四十四条第二項及び第四十五条中「国際連携学科を設ける短期大学」とあるのは「国際連携学科を設ける二以上の短期大学」と、「連携外国短期大学」とあるのは、「それぞれの短期大学及び連携外国短期大学」と、「当該短期大学」とあるのは「それぞれの短期大学」と、第四十七条中「国際連携学科を設ける短期大学」とあるのは「それぞれの国際連携学科を設ける短期大学」とする。

(国際連携学科を設ける二以上の短期大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成)

第四十九条の三 前条の場合(以下この章において「共同国際連携教育課程の場合」という)にあつては、当該二以上の短期大学は、第五条第一項の規定にかかるわらず、当該二以上の短期大学のうちの短期大学が開設する授業科目を、当該二以上の短期大学のうち他の短期大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの短期大学ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定)

（場合の適用）
第四十九条の二 国際連携学科を設ける二以上の
大学は、国際連携学科において連携して教

育研究を実施することができる。この場合において、第四十四条第二項、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、第四十四条第二項及び第四十五条中「国際連携学科を設ける短期大学」とあるのは、「国際連携学科を設ける二以上の短期大学」と、「連携外国短期大学」とあるのは、「それぞれの短期大学及び連携外国短期大学」と、「当該短期大学」とあるのは、「それぞれの短期大学」と、第四十七条中「国際連携学科を設ける短期大学」とあるのは、「それぞれの国際連携学科を設ける短期大学」とする。

国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の国際連携教育課程の編成

第四十九条の三 前条の場合（以下この章において「共同国際連携教育課程の場合」という。）にあつては、当該二以上の短期大学は、第五条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の短期

大学のうち一の短期大学が開設する授業科目を、当該二以上の短期大学のうち他の短期大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの短期大学ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定)

第四十九条の四 共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の短期大学は、学生が当該二以上の短期大学のうち一の短期大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該二以上の短期大学のうち他の短期大学における当該国際連携教育

第四十九条の五 第四十八条第一項の規定にかかる課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれのみならずものとする。
(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る基幹教員数)
第四十九条の五 第四十八条第一項の規定にかかる課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれのみならずものとする。
わらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科が属する分野に係る学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数は、当該分野における当該国際連携学科以外の学科について第二十二条の規定を適用して得られる学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る基幹教員の数に、一を加えた数以上とする。

2 国際連携学科は併存。基督教員の数は一を加え
た数以上とする。

3
基同国際連携教育課程の場合は、それぞれの国際連携学科に係る基幹教員の数は、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学科とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一の表を適用して得られる基幹教員の数（次項において「全体基幹教員数」という。）をこれらの一の国際連携学科に係る入学定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「短期大学別基幹教員数」という。）以上とする。

大学別基幹教員数の合計が全体基幹教員数に満たないときは、その不足する数の基幹教員をい

すれかの短期大学の当該国際連携学科に置くものとする。

4 第二項の規定による当該国際連携学科に係る短期大学別基幹教員数（前項の規定により当該国際連携学科に不足する数の基幹教員を置くときは、当該基幹教員の数を加えた数）が、当該

国際連携学科の種類に応じ、別表第一の表の第四欄（保健衛生学関係（看護学関係））については、第三欄）に定める基幹教員の数（以下この項において「最小短期大学別基幹教員数」という。）に満たないとときは、前二項の規定にかかわらず、当該国際連携学科に係る基幹教員の数は、最小短期大学別基幹教員数以上とする。（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地の面積）

第四十九条の六 第三十条第一項の規定にかかる
らす、共同国際連携教育課程の場合につては、国際連携学科に係る校地の面積について
は、それぞれの短期大学に置く当該国際連携学

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積)
に係る校舎の面積)

第四十九条の七 共同国際連携教育課程の場合に
あつては、国際連携学科を置くそれぞれの短期
大学における第三十一条の規定の適用について
は、同条中「共同学科」とあるのは、「共同学
科又は共同国際連携教育課程の場合の国際連携
学科」とし、「第四十一条第一項」とあるのは、
「第四十一条第一項又は第四十九条の七第二項」
とする。

3 2 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国
際連携学科に係る校舎の面積は、それぞれの短
期大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の
学科とみなしてその種類に応じ別表第二イの表
を適用して得られる面積（次項において「全体
校舎面積」という。）をこれらの国際連携学科
に係る収容定員の割合に応じて按分した面積
(次項において「短期大学別校舎面積」という
。)以上とする。

3 第三十三条及び前二項の規定にかかわらず、
共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際
連携学科に係る校舎の面積については、それぞ
れの短期大学に置く当該国際連携学科に係る校
舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超
え、かつ、教育研究に支障がないと認められる
場合には、それぞれの短期大学ごとに短期大学
別校舎面積を有することを要しない。
(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科
に係る施設及び設備)

第四十九条の八 前二条に定めるもののはか、第
二十七条から第二十九条まで並びに第三十二
条、第三十三条及び第三十五条の九の規定にか
わらず、共同国際連携教育課程の場合にあつ
ては、国際連携学科に係る施設及び設備につい
ては、それぞれの短期大学に置く当該国際連携
学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、
教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備
を備え、かつ、教育研究に支障がないと認めら
れる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該

国際連携学科に係る施設及び設備を備えること

を要しない。

第十二章 教育課程等に関する事項の改善

に係る先導的な取組に関する特例

第五十条 この省令に定める教育課程又は施設及び設備等に関する事項に關し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行っため特に必要があると認められる場合であつて、短期大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う短期大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第三条の二第三項（基幹教員数に係る部分を除く。）、第五条第三項（第八条、第十四条、第十五条第二項、第十六条第四項（短期大学が単位を与えることができる範囲に係る部分に限る。）若しくは第五项、第十八条第二項若しくは第三項、第三十一条、第三十二条、第三十八条第一項から第四項まで、第四十条、第四十一条、第四十五条第二項、第四十七条第一項から第三項まで、第四十九条の六又は第四十九条の七第二項若しくは第三項の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができること）の全部又は一部によらないことができる。

2 教育課程等特例認定短期大学（前項の規定により認定を受けた短期大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

第十三章 雜則
(外国に設ける組織)
第五十一条 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学科その他の組織を設けることができる。

第五十二条 新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備についても、別に定めるところにより、段階的に整設することができる。

附 則

1 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 この省令施行の際、現に設置されている短期大学に在職する教員については、その教員が現

に在職する教員の職に在る限り、この省令の教員の資格に関する規定は、適用しない。

省令第四六号

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年三月一八日文部科学省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日文部科学省令第一五号) 抄

この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年八月一三日文部省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一月五日文部省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年九月四日文部省令第二八号)

この省令は、平成三年七月一日から施行する。

附 則 (平成三年六月三日文部省令第二八号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月一二日文部科学省令第八号) 抄

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一三日文部科学省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第二条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定及び同令第六条の次に一条を加える改正規定、第二条中大学設置基準第十条第一項の改正規定及び同令第四十五条を同令第四十六条とし、同令第四十四条を同令第四十五条とし、同令第四十三条を同令第四十四条とし、同令第十章中同条の前に一条を加える改正規定、第三条の規定並びに第四条中短期大学設置基準第四条第二項の改正規定及び同令第三十七条を同令第三十八条とし、同令第三十六条を同令第三十七条とし、同令第十章中同条の前に一条を加える改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日文部省令第一四号)

この省令は、平成九年六月五日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三一日文部省令第一四号)

この省令は、平成一〇年三月三一日文部省令第一四号抄

この省令は、平成一〇年三月三一日文部省令第一四号抄

附 則 (平成九年六月五日文部省令第二八号)

この省令は、平成九年六月五日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三一日文部省令第一四号)

この省令は、平成一〇年三月三一日文部省令第一四号抄

この省令は、平成一〇年三月三一日文部省令第一四号抄

附 則 (平成一一年三月三一日文部省令第一四号)

この省令は、平成一一年三月三一日文部省令第一四号抄

附 則 (平成一一年九月二四日文部省令第一四三号)

この省令は、平成一一年九月二四日文部省令第一四三号抄

附 則 (平成一一年九月二四日文部省令第一四九号)

この省令は、平成一一年九月二四日文部省令第一四九号抄

附 則 (平成一一年三月三一日文部省令第一四九号)

この省令は、平成一一年三月三一日文部省令第一四九号抄

附 則 (平成一二年一〇月三一日文部省令第一五三号)

この省令は、平成一二年一〇月三一日文部省令第一五三号抄

附 則 (平成一二年一〇月三一日文部省令第一五三号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日文部科学省令第四六号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月一三日文部科学省令第三五号)

この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

附 則 (平成二一年二月二七日文部科学省令第一一号) 抄

する。

附 則 (平成二二年二月二五日文部科学省令第一号)

この省令は、平成二十二年六月一五日文部科学省令第一号抄

附 則 (平成二四年五月一〇日文部科学省令第三号)

この省令は、平成二十四年五月一〇日文部科学省令第三号抄

附 則 (平成二五年五月一〇日文部科学省令第二三号)

この省令は、平成二十五年五月一〇日文部科学省令第二三号抄

附 則 (平成二五年三月二九日文部科学省令第一三号)

この省令は、平成二十五年三月二九日文部科学省令第一三号抄

附 則 (平成二六年一月一四日文部科学省令第三四号)

この省令は、平成二六年一月一四日文部科学省令第三四号抄

附 則 (平成二七年三月三〇日文部科学省令第一三号)

この省令は、平成二七年三月三〇日文部科学省令第一三号抄

附 則 (平成二八年三月三一日文部科学省令第一八号)

この省令は、平成二八年三月三一日文部科学省令第一八号抄

附 則 (平成二九年三月三一日文部科学省令第一七号)

この省令は、平成二九年三月三一日文部科学省令第一七号抄

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年一月二六日文部科学省令第一号抄)

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年八月一三日文部科学省令第一号抄)

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年二月一七日文部科学省令第九号抄)

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月一七日文部科学省令第三号抄)

(施行期日) この省令は、令和四年八月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月一七日文部科学省令第一号抄)

(施行期日) この省令は、令和四年八月一日から施行する。

(認可の申請に係る審査に関する経過措置)
第二条 令和五年度に行おうとする大学の設置等(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)第一条に規定する大学の設置等をいう。以下同じ。)の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。

可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができる。

令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可(設置者の変更に係るものに限る。)の申請に係る審査については、前項の規定を準用する。

(届出に関する経過措置)
第三条 この省令の施行の日前にした大学の設置等の届出については、なお従前の例による。

前項の規定にかかわらず、令和五年度又は令和六年度に行おうとする大学の設置等の届出については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができる。

(施設及び教員に関する経過措置)
第四条 この省令の施行の際に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例による

(施設及び教員に関する経過措置)
第五条 この省令の施行の際に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例による

(施設及び教員に関する経過措置)
第六条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第七条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第八条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第九条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第十条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第十一条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第十二条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第十三条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第十四条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第十五条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第十六条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第十七条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第十八条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第十九条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第二十条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第二十一条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第二十二条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第二十三条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第二十四条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第二十五条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第二十六条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第二十七条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第二十八条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第二十九条 この省令による改正後の短期大学設置基準

(施設及び教員に関する規定)
第三十条 この省令による改正後の短期大学設置基準

この省令は、公布の日から施行する。
別表第一(第二十二条関係)
イ 学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員数

第一条	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(令和四年九月三〇日文部科学省令第一号抄)
第一条	この省令は、令和四年十月一日から施行する。
附 則	(令和四年九月三〇日文部科学省令第一号抄)
附 則	(令和四年九月三〇日文部科学省令第一号抄)

第一条	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(令和四年九月三〇日文部科学省令第一号抄)
第一条	この省令は、令和四年十月一日から施行する。
附 則	(令和四年九月三〇日文部科学省令第一号抄)
附 則	(令和四年九月三〇日文部科学省令第一号抄)

第一条	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(令和四年九月三〇日文部科学省令第一号抄)
第一条	この省令は、令和四年十月一日から施行する。
附 則	(令和四年九月三〇日文部科学省令第一号抄)
附 則	(令和四年九月三〇日文部科学省令第一号抄)

第一条	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(令和四年九月三〇日文部科学省令第一号抄)
第一条	この省令は、令和四年十月一日から施行する。
附 則	(令和四年九月三〇日文部科学省令第一号抄)
附 則	(令和四年九月三〇日文部科学省令第一号抄)

関 係 體 育	関 係 音 樂	関 係 美 術	関 係 家 政	関 係 農 學
でま人〇五	でま人〇五	でま人〇五	でま人〇〇一	でま人〇〇一
六	五	五	五	七
四	五	三	四	四
人〇〇一＼人一五	人〇〇一＼人一五	人〇〇一＼人一五	人〇〇二＼人一〇一	人〇五ー＼人一〇一
八	七	七	七	九
六	七	四	六	六
五一＼人一〇一	人〇五一＼人一〇一	人〇五一＼人一〇一		
九	八	八		
七	八	五		

二 この表に定める基幹教員数の三割以上は教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該短期大学の教育研究に従事する教員とする(口の表において同じ)。

三 この表に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一短期大学ごとに一の学科についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学科(他の短期大学若しくは専門職短期大学に置かれた学科又は大学・短期大学及び専門職短期大学を除く)に置かれる学部を含む。(以下この号及び第四号において同じ。)において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学科について当該基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。

四 入学定員がこの表に定める数に満たない場合の基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員(助手を除く。)を算入することができる。ただし、第二号ただし書の規定により複数の学科について算入する基幹教員と合わせて、この表に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

五 入学定員が、この表に定める数を超える場合には、文学関係、法学関係、経済学関係、社会

備考	くを関護へ係学衛保 。除係学看 関生健	係関護へ係学衛保 学看 関生健
	でま人〇一〇	でま人〇〇一
	七	七
	四	
人〇五一＼人一〇一	人〇五一＼人一〇一	
	九	九
	六	
		人〇

六 修業年限が三年の短期大学の学科について
は、この表に定める基幹教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した基幹教員数とする。以下この号において同じ。）にこの表に定める基幹教員数の三割に相当する数を加えたものとする。

同一分野に属する学科が一学科の場合については、は一〇〇人につき一人を、同一分野に属する学科を二以上置く場合については一五〇人につき一人を増加するものとし、教育学・保育学関係、理学関係、工学関係、農学関係、美術関係、体育関係及び保健衛生学関係にあつては、同一分野に属する学科が一学科の場合については五〇人につき一人を、同一分野に属する学科を二以上置く場合には八〇人につき一人を増加するものとし、音楽関係にあつては、同一分野に属する学科が一学科の場合及び同一分野に属する学科を二以上置く場合については五〇人につき一人を、それぞれ増加するものとする。

備考		員数	入学定員	短期大学全体の入学定員に応じ定める基幹教員数	
員数	基幹教			人	五〇
二	で	人	五	一五〇	五〇
三	ま	人	五	一五〇	五〇
四	ま	人	五	一五〇	五〇
五	ま	人	六	一五〇	五〇
六	ま	人	六	一五〇	五〇

十一 短期大学全体の入学定員に応じ定める基幹教員数

は、当該学科連係課程実施学科を同一分野に属する学科が一学科の場合の学科とみなしてこの表により算定した基幹教員数とする。

十二 入学定員が六〇〇人を超える場合には、この表に定める基幹教員数に、入学定員二〇〇人に置くものとするほか、この表によることが適当でない場合には、別に定める。

員数	入学定員					
	員数	基幹教員	二	三	四	五
口	六	まで	○人	○人	○人	○人
十一	五	で	○人	○人	○人	○人
十一	四	まで	○人	○人	○人	○人
十一	三	まで	○人	○人	○人	○人
十一	二	で	○人	○人	○人	○人
十一	一	五〇	一	五	二五	四五
十一	十	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇

備考

一 入学定員が六〇〇人を超える場合には、この表に定める基幹教員数に、入学定員二〇〇人につき基幹教員一人を加えるものとする。

二 この表に定める基幹教員数には、イの表の基幹教員数に算入した基幹教員の数を算入しないものとする。

三 入学定員がこの表に定める数に満たない場合の基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。ただし専ら当該短期大学の教育研究に従事する教員以外の教員の数と合わせて、この表に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

